

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 保険年金課

不利益処分の内容	重度心身障がい者医療費助成金の返還	
根拠法令等及び条項	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第7条	
処分基準	根拠条項	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正な行為により、一部負担金等の支払額に相当する額の助成を受けた者</p> <p>2 処分内容 助成した金額の全部又は一部の返還</p>	